

設問1

訴訟物 = 請求権

1. 本件において、Xは、Yに対し、～に基づいて～を請求することが考えられる
～を主張することが考えられる

～ことから、～が認められるか問題となる

2. ～が成立するための要件は、①～、②～、③～……である（民法〇〇条）

3. これを本件について見ると～のため①が認められる

また～なので、Xは②であるといえる

争点のない要件

4. では、Xは③であるといえるか（本件では～ことから問題となる）

(1) 論理（考え方 + 理由 or 趣旨）争点となる要件
= 出題趣旨

(2) 当てはめ（問題文の事実）

5. 結論

そして、～④が認められる

図を書く ← 時系列に注意する